

食品衛生法「第370号」の試験を行いました。これは食器や食品の包装容器などに使用できるかどうかを調べる試験です。塗装された板を100℃以下の熱湯に30分浸して、有機物などの溶け出しを検査します。この結果、ハードプロテクトは食器の塗装に使用できるほどの安全性があるということが証明されました。



分析試験成績書

第103083695-001号
2003年(平成15年)09月03日

依頼者 エフ株式会社

検体名 NEWクリスタル-W2

財団法人

日本食品分析センター

東京本部 〒150-0062 東京都渋谷区元代々木町52番1号
大阪支所 〒564-0051 大阪府大阪市豊津町3番1号
名古屋支所 〒460-0011 名古屋市中区大須4丁目5番13号
九州支所 〒810-0034 福岡市博多区下呉服町1番12号
多摩研究所 〒200-0025 東京都多摩市永山6丁目11番10号
千歳研究所 〒060-0052 北海道千歳市文京2丁目3番

2003年(平成15年)08月28日当センターに提出された上記検体について分析試験した結果は次のとおりです。

分析試験結果

分析試験項目	結果	検出限界	注	方法
器具及び容器包装規格試験(合成樹脂)			1	
一般規格				
溶出試験			2	
重金属	限度以下			
過マンガン酸カリウム消費量	限度以下(5.3 ppm)			

注1. 食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の第3のDの2合成樹脂製の器具又は容器包装に準じて試験した。区分:使用温度,100°以下

注2. ガラス板に塗布された検体について試験した。

以上

本成績書を他に掲載するときは当センターの承認を受けて下さい。

財団法人 日本食品分析センター